

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第 3 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第4項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条第1項中「相当する勤務時間」の次に「として墨田区規則で定める勤務時間」を加え、同条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第6条第1項中「45分、8時間を超える場合は」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、墨田区規則で定めるところにより、前項に定める勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。